

埼労発基0712第1号  
令和5年7月12日

関係団体等の長 様

埼玉労働局長  
(公印省略)

「労働安全衛生規則第12条の5第3項第2号イの規定に基づき厚生労働大臣が定める化学物質の管理に関する講習等の適用等について」の改正について

標記について、令和5年7月4日付け基発0704第5号をもって、厚生労働省労働基準局長から別添のとおり通達がありましたので、傘下の会員等に対する周知に御協力を賜りますようお願い申し上げます。